

平成二十四年十月十日発行
皇學館論叢第四十五卷第五号
抜刷

中世尾張海東氏小考

鈴木勝也

皇學館論叢 第四十五卷第五号
平成二十四年十月十日

中世尾張海東氏小考

鈴木勝也

□ 要 旨

尾張国南西部の海東郡を拠点に、一二世紀末―一四世紀後期までの約二〇〇年間にわたり、史料上に姿を現わす在地武士海東氏の存在形態を追求した。第一章では、鎌倉期の海東氏に関して、大江広元の子忠成が海東氏初代となり、一三世紀中葉には鎌倉を中心に活動し、その後継者の一人は京を拠点としたが、正和年間以降、海東郡に活動の場を移し、熱田大宮司家の同族の一つとして幕府から同レベルの御家人と見做され、鎌倉末期に海東郡内の国衙領を押領して在地の領主権を強化、南北朝期に至ることを検討した。第二章では、南北朝期の海東氏に関して、元弘の変にて六波羅方軍勢として参戦、討死した海東左近将監の遺領を一族で確保出来ない状況が生じたことを背景に、海東氏は大江氏に名乗りを復し、忠興の代に集中して海東中荘内の光明寺に田地寄進を進め、同寺を一族の菩提寺として位置付け、在地での一定の権利確保を図った点を検討した。

□ キーワード

海東氏、大江氏、中条氏、海東郡、海東荘

はじめに

中世の尾張国南西部は、古代の海部郡が東西に分割されて海東・海西両郡の成立していた地域であり、濃尾平野の南端部にあたる。また、この地域は伊勢湾北部の木曾川と庄内川、佐屋川によって形成された三角州地帯という自然環境であり、河川や伊勢湾を利用して、東西に繋がる交通の要地といつてよい地であった。この地域のうち、海東郡一帯では、鎌倉初期の一・二世紀末から南北朝時代の一・四世紀後期、康暦年間までの約二〇〇年間にわたり、史料上に在地武士として海東氏の見出すことが出来る。

この一族に関して、筆者は以前に拙稿「中世三河中条氏考」^②に於いて、熱田大宮司系中条氏を吸収した大江系中条氏の観点から論じたことがある。その拙稿では、中条範俊の代を境にして、一・三世紀後期に大江系中条氏に中条の名乗りが移ったこと、そしてこの系統の中条拳房が足利直義の側近として活動し、三河国内に所領を有していたものの、活動拠点は京であり、拳房の没後も一門が將軍足利義詮の周辺に残り、京での活動を志向したことを指摘したが、一方で、海東郡の郡名を冠する同族が海東郡一帯に存していたことについては、拙稿の論点の性質上、殆ど触れることが出来なかった。よって本稿では、それを補うべく、海東氏に関する史料はけっして豊富とは言えず、また、海東三ヶ庄との関係も明確ではないが、在地に於ける海東氏の動向について究明を試みたい。

一、鎌倉期の海東氏

史料上、海東氏の初見は『尊卑分脈』⁽³⁾大江氏系図に見える大江忠成である。この人物は大江広元の子であり、その尻付には「左近将監、左衛門尉、刑部少輔、号二海東判官」と記載がある。彼が「海東判官」を称するにいたったのは、熱田大宮司家の猶子となつて大宮司職を継ぎ、これを契機に同族の中条信綱の領有する海東郡を拠点として活動を展開したことによると考えられる。⁽⁵⁾中条信綱は、建久八年（一一九七）に尾張国海東郡地頭職を給わるも、貞応元年（一二二二）以前に海東荘地頭職は没収され、この海東荘を除く郡内所領を受け継ぐことで、大江忠成が「海東判官」と号して海東氏を名乗つていくのである。⁽⁸⁾

この忠成は、「熱田大宮司千秋家譜」によると、承元二年（一一〇八）に熱田大宮司職を継いだものと思われるが、嫡子忠成に承久三年（一二三二）時点でその地位を受け継がせており、⁽⁹⁾それ以後、尾張国内での動向を、管見の限り史料上跡付けることが出来ない。そして、次に海東氏が史料上に現れるのは、忠成の活動した一二世紀末・一三世紀前期から一世紀以上後の正和年間なのである。この間の空白時期に、海東忠成は鎌倉に姿を見せている。『吾妻鏡』⁽¹⁾によれば、寛元三年（一二四五）八月に行われた鶴岡八幡宮放生会に「御後五位」の一人として列参しており、⁽¹²⁾また、二年後の宝治元年（一二四七）六月には、評定衆を罷免されていることが判明する。⁽¹³⁾従つて、海東忠成は寛元年間は鎌倉にて活動を展開し、少なくとも宝治元年（一二四七）六月までは、評定衆の一員として鎌倉幕府の中央で活動していたものと考えられる。この状況を考慮すると、海東忠成の動向は一三世紀中葉には、在地の海東郡から鎌倉へと、その活動の舞台を移していったと考えられよう。

その後、海東忠成は他界したものとされるが、建治元年（一二七五）五月に、幕府が御家人に対して六条八幡宮造営費用の賦課を行った際¹⁴、その造営注文の「在京」リストの中に、「備中刑部権少輔跡 十貫」の記載が見出せる。

『愛知県史 資料編8 中世I』には、この備中刑部権少輔を官途名から推して海東忠成に比定しているが、この比定が正しければ、海東忠成の所領を継承する者が在京しており、京を拠点に活動した有力御家人として存在していたことが窺える。よって、海東忠成の没後に、在地の海東郡ではなく京を中心として活動する者が、海東氏の中に存しており、忠成から熱田大宮司職を継いで中条氏を名乗っていく嫡子忠茂も、やがて京を拠点に活動する道を行くのであつて、この一連の動向を踏まえると、前述の如く、忠成の活動した一二世紀末・一三世紀前期から一世紀以上後の正和年間まで、尾張国内に於ける海東氏の活動を跡付ける史料の残存していないのは、単なる残存状況の結果だけでなく、海東氏一族の動向が、海東郡を中心とするものではなかったことの結果によると推察されようか。

そして、正和年間になって、史料上やつと在地の海東郡を拠点に活動する海東氏が現われる。その人物は『公衡公記』正和三年（一二三四）九月二一日条に登場する。同年五月一日、新日吉社での喧嘩の張本である山門僧の交名が幕府側に提示され、同二一日、山門僧のうちの大和坊存憲を海東備前々司が預かっていることが知られる。同時に千秋上野前司も鶴場坊律師昌憲を預かっており、熱田大宮司千秋家と並んで同じ役割を海東氏が課されているのである。この事実から、海東氏は熱田大宮司千秋家の同族として、尾張国内に於ける同レベルの御家人と見做され、幕府側に把握されていたと推察されよう。

次で、一七年後の元弘元年（一二三二）八月、後醍醐天皇の討幕計画が露見した元弘の変に於いて、海東備前左近大夫が六波羅方として参戦し討死した情況が、複数の史料から窺い知れる。「元弘元年日記」¹⁷によると、元弘元年（一二三二）八月二七日、海東備前左近大夫が佐々木大夫判官、波多野上野前司等と山門東坂下に進軍し、翌二八日、

海東備前左大夫將監が東坂下での合戦にて討死したことが窺える。また、『増鏡』卷一五には、「六はらより、御かこ(坂本)こ、におはしますと心えて、ぶしどもおほくまいりかこむ。山ほうしもた、かひなどして、かいとうとかやいふ(備前)つは物うた「れにけり、」と見え、海東氏の六波羅方での参戦、討死を伝えている。『太平記』(18)にはこの間の事情が詳細に記され、海東左近將監が先陣を切つて突入、喉ぶえを突かれて落馬し、首をはねられた様子や、海東左近將監の嫡子の幸若丸という小児が、見物衆に紛れて父の跡を追つて戦場に来ており、父の敵を討とうとして討死、郎等三十六騎、若党八騎も相次で討たれた情況が窺える。先の海東備前々司と同族の海東備前左近大夫（海東備前左大夫將監、海東左近將監）が、強者として幕府六波羅方軍勢の一角を占めていた情況が見出せるのであり、尾張国御家人として一定の評価を得ていたことが窺える。しかし、この海東備前々司海東備前左近大夫（海東左近將監）ともに、残念ながらその実名は史料上不明である。

それから二年後の元弘三年（一二三三）五月、「内蔵寮領等目録」(20)に再び海東備前々司が姿を現わす。それによると、内蔵寮領の一つとして尾張国海東郡花正保が存していたが、「近年海東備前々司ニ押領、代錢十貫文内一貫文寮官得分致三其沙汰」之処、此七八ヶ年一向抑留之」と見える。この史料により、海東備前々司が海東郡花正保に対して、代錢十貫文のうち一貫文を「寮官得分」として納めるべきところ、この七、八年間にわたり抑留して納めず、花正保を押領していた情況が窺える。海東氏は「寮官得分」として一貫文を納めることを条件に、花正保の現地管理権を握つたものと推察され、鎌倉末期の社会的混乱に乗じて、一気に花正保の押領に出たのであろう。その期間も七、八年間と一定期間にわたっており、国衙領への押領を通じて、海東氏が領主権を強化する動向を示していたことが窺われる。

以上、鎌倉期に於ける海東氏の動向を検討したが、鎌倉初期に海東氏を名乗り、海東郡を拠点としたものの、一三

世紀中期には海東忠成が鎌倉に活動の場を移し、評定衆の一員として幕府中央で活動した情況が窺え、一三世紀後期になると、忠成の所領を継承した者が京を中心に活動を展開し、鎌倉中期～後期にかけての時期は、在地の海東郡を離れての動向が中心であったと推察される。しかし、鎌倉後期の一四世紀前期には、海東氏は熱田大宮司千秋家の同族として、尾張国内の同レベルの御家人と幕府から位置付けられ、活動の場を海東郡に戻したものと考えられる。そして、元弘の変では六波羅方として参戦、討死しており、また、この時期には海東郡の所領を基盤に、国衙領への押領を通じて在地領主としての在地支配権強化を図っていったものと推察されよう。

二、南北朝期の海東氏

南北朝期に於いても、海東氏に関する史料は乏しいが、海東氏と名乗るのを止め、大江氏に復している情況を見出せる。

この時期には、前章にて検討した海東左近将監の遺領が、足利尊氏により土岐頼重に宛行われていることに注目すべきであろう。観応二年（一三五二）二月七日付袖判下文²¹により、足利尊氏が「尾張国海東左近大夫将監跡」を「勲功之賞」として土岐頼重に宛行っており、これは一方で土岐氏の尾張国への進出を物語っているが、海東氏にすれば、元弘の変で戦死した左近大夫将監²²の遺領を、二〇年後の観応二年（一三五二）には一族内で相続することが出来ない情況であったこととなる。また、前章で述べたように、左近大夫将監の嫡子幸若丸が父の戦死時に死去しているので、一族内で遺領の相続をめくり問題が生じた可能性も考えられるが、この足利尊氏による土岐氏への海東氏所領の宛行という事態は、いずれにせよ海東氏にとって在地での勢力後退を示すものと言えようか。

しかし、この事実から直ちに海東氏の在地支配を否定することは出来ないであろう。何故なら、同年八月に大江義里が「尾州海東郡穂保光明寺」に海東大日堂・金岩御堂・花正観音堂の堂地を寄進している事実²³が見られるのである。海東氏を名乗る以前の大江氏を称しているが、前章で述べた海東備前々司の押領した花正保に所在する花正観音堂の堂地を寄進していることから、この大江義里は海東備前々司の系統の一族と考えてよからう。よって、海東（大江）氏は、前述した如く一八年前の元弘三年（一一三三）五月に於いて、花正保を「此七八ヶ年一向抑留之」と言われていることから、少なくとも正中間ごろより二十四、五年間にわたり、花正保を押領する情況にあったものと推察され、南北朝期に海東郡にて一定の在地勢力として存立していたと見做すことが出来ようか。

それでは、何故海東氏を称するのを止め、元の大江氏に復することにしたのであろうか。考えられることは、在地に於ける海東氏の立場の変化であろう。その変化をもたらした要因は、前述の土岐氏の尾張国進出であったと推察される。足利尊氏により、海東左近大夫将監跡が土岐頼重へ「勲功之賞」として宛行われた事実に着目すれば、海東氏は土岐氏による所領侵略という現実を前にして、一族の所領を如何に確保するかという問題に直面したものと判断出来るよう。この情況下に於いて、海東氏はあえて元の大江氏に名乗りを戻し、後述する如く、海東中庄に所在する光明寺²⁴を菩提寺として位置付けることで、海東郡内の所領確保を目指したとは考えられないであらうか。大江氏による光明寺への寄進行為を史料上初めて見出せるが、海東氏の所領が土岐氏に宛行われた六ヶ月後であることは、単なる偶然ではないであらう。

大江（海東）氏による光明寺への所領寄進は、この後、応安二年（一三六九）から康暦二年（一三八〇）までの間、大江忠興なる人物により合計一〇回にわたって行われている。次に示す表は、その寄進状況を纏めたものである。

康暦元（一三七九）、六、五	忠興父祖重代相伝所領二町五段（海東郡内行成名内、月見里十六坪一町、同里二三坪四段、一宮講田松村里三坪一一段）	大切の御志有るによる。息災延命、当家繁昌、現当二世所願悉成就の爲め。	穂保光明寺	347
同二（二三八〇）、八、四	一町二段	下地は故大輔志忠 ^{（十カ）} 禅門の一廻御訪の爲め。	穂保光明寺	367

〔注〕『愛知県史 資料編9 中世2』（平成一七年（二〇〇五）三月）所収の文書番号による。

この〔表〕から、大江（海東）氏の南北朝後期に於ける在地での情況の一端を窺い知ることが出来よう。寄進対象となった所領は、一〇例中七例に「重代（父祖、親父）相伝私領」、「一所懸命父祖相伝所領」、「忠興父祖重代相伝所領」と見え、残る三例のうち、一例（二八九号）は「父祖（親父）相伝私領」の海東郡内三分一方の田地であり、よって一〇例中八例までが「相伝私（所）領」を寄進したものと考えられる。他の二例は、一つが寛忠より譲与された田地を「依レ有^{（備）}三別議^{（備）}」（二九二号）、またもう一例は、故大輔志忠^{（十カ）}禅門の一周忌を契機として（三六七号）、各々光明寺に寄進されたのである。従って、大江（海東）氏は海東郡内に相伝私領や譲与された田地等を有しており、その所領を応安二年（一三六九）～康暦二年（一三八〇）という一〇年強の期間に集中して、大江忠興の手により特定の寺に寄進した情況を見ることが出来る。その総面積は三五町に及び、これは決して小さい数字ではないであろう。そして、寄進理由を見れば「当家繁昌、子孫繁昌、所願成就、息災延命」の文字が並ぶことから、寄進先の光明寺は大江（海東）氏にとって菩提寺と言つてよからうか。特に永和二年（一三七六）三月日付（二八九号）と翌一年（一三七七）三月八日付（二九九号）の各寄進状に注目すると、前者は寄進理由が「故者為^{（備）}大般若勸^{（備）}浄^{（備）}也」と見え、後者は「依^{（備）}三名字

たる「光明寺方丈衆董和尚」に、「こえかけの御たう」の「たうち」を「けいやくあるによりて」譲与²⁷しているが、この譲与主体の「しうん」なる人物は、先の大江氏女の發給した讓状および寄進状と同様に、かな文書で讓状を發給しており、女性と考えてよいであろう。そして、堂地を光明寺側に譲与することは、前述の大江義里による堂地の寄進と實質的に同等の行為と見做してよいかと思われ、「しうん」は大江（海東）氏一族の女性の一人と推察することは無理であろうか。また、この「しうん」による譲与行為が「けいやくあるによりて」行われていることから、穂保光明寺側との何らかの結び付きを見ることが出来る。

以上のことから、大江（海東）氏は海東郡内に所在する穂保光明寺を核として、在地に於ける一定の領主権を掌握していたからこそ、今まで見てきたような寄進、譲与行為をすることが可能であったと考えられよう。しかし、康暦二年（一三八〇）を最後に、大江（海東）氏は史料からその姿を全く見せなくなり、その領主権の具体的な様相も全く不明である。

おわりに

尾張国南西部の海東郡で活動した在地武士海東氏に関して、残存する史料の少ない中、在地に於ける活動の一端でも明らかにしようとして試みた次第であるが、実態の解明は全くなされていない状況となつてしまった。莊園に関わる存在であるならば、莊園関係の古文書や古記録等に何がしかの記載が見られるところであり、それを手掛かりとして在地での動向や領主権の実態等の分析も可能となるであろうが、海東氏の場合、中条信綱が海東莊地頭職を失つたことを発端に、それ以後海東三ヶ庄との接点を全く見出せないのである。周知の如く、海東三ヶ庄では中条信綱の後、地

頭職は下野の御家人である小山氏に宛行われていく。しかし、小山氏による地頭職掌握は、地頭代による在地経営であったことと、分割相続による所領の細分化や、惣領制の解体に伴う庶子一族の自立化の進展によって崩れていき、鎌倉末期には領家たる久我家が地頭職を兼ねることとなる。だがこの情況も建武政権の崩壊を受けて消滅し、上庄では出羽の有力御家人平賀忠時が、中庄では京都の臨濟宗の名刹真如寺が各々地頭職を獲得する⁽²⁸⁾。そして観応の擾乱後は、土岐一族と京都の天竜寺によって地頭職が分割領掌されていくのである⁽²⁹⁾。この一連の変遷過程を通観すると、海東中庄に所在する光明寺を菩提寺とする海東氏が、海東三ヶ庄に多少なりとも関係を有する機会が生じたとしてもおかしくないと考えるが、その形跡は全く見出せないのである。史料上から判断出来ることは、足利尊氏によって海東氏の所領が土岐頼重へ勲功賞として宛行われた事実であり、海東氏が大江氏へと名乗りを戻していった情況だけである。ここから、土岐氏による所領侵略という現実を前にした海東氏の、在地に於ける微妙な立場を読み取ることのできる。海東氏が大江氏に名乗りを戻していった理由を考えてみたが、そのような情況下の海東氏にとっては、海東三ヶ庄への復権など考慮の外ではなかったかと思われる。

海東氏は、鎌倉期に尾張国御家人として一定の地位を有し、鎌倉後期以降、海東郡内の所領を基盤に在地領主として存立する道を歩んだ。そして鎌倉末期には、社会的混乱に乗じて国衙領花正保への押領をすすめて、在地での勢力拡大を図っていった。次で南北朝期以降は、海東中庄内の光明寺を菩提寺として、海東郡内に一定の所領を確保し、大江氏に名乗りを戻して存立する道を探っていったが、康暦二年（一三八〇）を最後に史料から姿を消していったのである。

注

- (1) 現在の愛知県愛西市（旧佐織町、佐屋町）、津島市、あま市（旧美和町、七宝町）、蟹江町周辺地域にあたる。
- (2) 拙稿「中世三河中条氏考」（『日本学研究』第六号（平成十五年（二〇〇三）六月、金沢工業大学日本学研究所）所収。）
- (3) 『尊卑分脈』大江氏系図（『愛知県史』資料編8 中世1』（平成十三年（二〇〇一）三月）所収、二一三号）。以下、『県史1』〇〇〇号の如く略記する。
- (4) 『園太暦』貞和二年（一三四六）二月二日条（『県史1』一二〇三号）には、「熱田大宮司職間事、（中略）忠広祖父忠成、雖_二江家異姓、為_二忠兼猶子_一補_レ之_{云々}」と見え、熱田大宮司家忠兼の猶子に入つて大宮司職を継いだことが窺える。
- (5) 拙稿「中世三河中条氏考」（注（2）を参照）第一章、熱田大宮司・大江系中条氏、を参照されたい。
- (6) 『系図纂要』新版 第二冊下 藤原氏（2）』所収、「藤原朝臣姓 熱田大宮司家系図」の憲朝（有範、信綱）の尻付に「建久八年賜_二尾張海東郡地頭職_一」と見える。
- (7) 貞応元年（一二二二）八月二五日付関東御教書（『県史1』二〇一号、久我家文書）によると、尾張国海東荘の地頭名田に関する記載部分に「依_二先地頭有範之例_一」と見られ、この「先地頭」たる有範は即ち中条信綱と同一人物である。なお、信綱が海東荘地頭職を没収された理由は、承久の乱に関わる軍事行動を回避したものの、一旦は京方に加わる動きをとつたことへの幕府側の処置としてなされたと考えられる。（注（5）を参照されたい。）
- (8) 網野善彦氏「尾張国の荘園公領と地頭御家人」（『御家人制研究会編』『御家人制の研究』（昭和五十六年（一九八二）、吉川弘文館）所収。）を参照されたい。
- (9) 『熱田神宮文書』千秋家文書 下巻』所収。
- (10) 「熱田大宮司千秋家譜」（注（9）を参照。）に見える忠茂の尻付による。

中世尾張海東氏小考（鈴木）

- (11) 『新訂増補国史大系 吾妻鏡第三』(昭和五二年(一九七七)、吉川弘文館)
- (12) 『吾妻鏡』(注(11)を参照)。寛元三年(一二四五)八月一日五条によると、御後五位の中に「前刑部少輔忠成」と見えるが、この人物は『尊卑分脈』の忠成の尻付に「刑部少輔」とあることから判断して、大江忠成と見做すことが出来よう。
- (13) 『吾妻鏡』(注(11)を参照)。宝治元年(一二四七)六月一日条によると、「前刑部少輔忠成朝臣、被_レ除_三評定衆_一、依_下同意毛利入道西阿_二之過_上也_一」と見える。
- (14) 建治元年(一二七五)五月日付六条八幡宮造営注文(『県史_上』四二六号、田中穰氏旧藏典籍古文書)
- (15) 注(5)を参照されたい。
- (16) 『公衡公記』正和三年(一二三四)九月七日、同二日条(『県史_上』七二八号)
- (17) 『元弘元年日記』(『県史_上』九〇四号、光明寺文書〈光明寺残篇〉)
- (18) 『増鏡』卷一五(『県史_上』九〇五号)
- (19) 『太平記』卷二、師賢登山事付唐崎浜合戦事(『県史_上』九〇六号)
- (20) 元弘三年(一二三三)五月二四日付内蔵寮領等目録(『県史_上』九三七号)
- (21) 観応二年(一二五一)二月七日付將軍足利尊氏袖判下文(『県史_上』一二九七号、土岐文書)
- (22) 『八坂神社記録』(『県史_上』二九八号)によると、「廿七日、造営事可_レ被_レ定_三武家奉行_一、可_レ被_レ仰_二判官入道_一、為_三山門造営奉行_上之者、可_レ被_レ仰_レ坎之申、以_三番申次_一海東左近大夫將監内奏之処、可_レ付_二賦判官入道_一之由被_二仰出_{云々}」と見え、元弘元年(一二三二)八月に戦死したはずの海東左近大夫將監が、観応三年(一二五二)八月時点で生存しており、彼が佐々木導誉を山門造営奉行たることを理由に武家奉行に任命する件で内奏していることが窺える。『県史_上』はこの史料を(参考)として載せており、筆者も理解に苦しむところである。戦死した人物とは別の海東氏一族の者で、左近大夫將監と称する者

がいたということであろうか。識者の御教示をお願いしたい。

(23) 観応二年（一二三二）八月一日付大江義里寄進状（『原史1』一三二〇号、醍醐寺文書一四函）

(24) 康応元年（一二三九）十一月一日付亨菊寄進状（『愛知県史 資料編9 中世2』（平成一七年（二〇〇五）三月）所収、

五六八号、久我家文書、以下、『県史2』〇〇〇号の如く略記する。』によると、「尾張国海東中庄内光明寺（海東郡中島郡宝寿末寺月舟開山）」と見え、

光明寺が海東中庄の内に立地していることが判明する。

(25) 永和四年（一二七八）二月二日付大江氏女寄進状案（『県史2』三二八号、醍醐寺文書三函）

(26) 応安二年（一二六九）一月一日付大江氏女讓状（『県史2』一七九号、醍醐寺文書三函）

(27) 応安四年（一二七二）十一月二〇日付しうん讓状案（『県史2』二二二号、醍醐寺文書三函）

(28) 小川信氏「鎌倉時代および建武政権下の尾張国海東三ヶ庄について」（『日本歴史の構造と展開』（永島福太郎先生退職記念会

編、昭和五八年（一九八三）一月、山川出版社）所収。

(29) 永徳三年（一二三三）七月二五日付將軍足利義滿袖判下文（『県史2』四三五号、土岐文書）によると、

（足利義滿）
（花押）

下 土岐（頼高）下野守 法師（法名）
律師

可レ令二早領知二尾張国海東庄（除天童寺、除天童寺、除天童寺）領一、美濃国妻岐郷内笠原半分・（中略）武藏国大井郷不入説村頼重跡等地頭職事

右、任二観応元年十月廿六日・同二年二月七日・同年九月廿日・延文元年十二月廿三日・貞治五年八月三日御下文安堵等

之旨、可レ令二領掌一之状如レ件、

永徳三年七月廿五日

とあることから、足利義滿によって土岐頼高に安堵された地頭職の中に、「尾張国海東庄」の存在していることが窺え、更に、

中世尾張海東氏小考（鈴木）

その海東庄は「除_二天竜寺領_一」の割注が付されているので、海東庄内に天竜寺領が存し、それは除外されていることも判明する。そして、至徳四年（一三八七）閏五月二一日付天竜寺領土貢注文案（『県史2』五〇五号、天竜寺文書）には、天竜寺領として尾張国下飯田郷と海東分が記されており、以上のことから、海東庄はこの時期に、土岐氏と天竜寺によって分割領掌されていたと見做すことが出来よう。